

特別徴収への切替届出(依頼)書

(宛先) 富 士 市 長 年 月 日 提出				給 与 支 払 者 (特別徴収義務者)	住所(居所)又は所在地	〒										特別徴収義務者 指 定 番 号	1. 現 年 度 2. 新 年 度 3. 両 年 度			
					フリガナ												新規の場合は以下に○してください。			
					氏 名 又 は 名 称												指定番号事前通知	要 ・ 不要	納入書	要 ・ 不要
					法人番号又は個人番号															
																電話				

◎(ア)及び(イ)の金額は、本人宛に送付された「市民税・県民税・森林環境税納税通知書」を確認の上、記載してください。

給 与 所 得 者			(ア) 普通徴収税額 (年税額)	(イ) 普通徴収済額 (未納の場合は納期到来分)	(ウ) 未徴収税額 (ア)－(イ)	異動年月日	特別徴収開始予定月
フリガナ		旧 姓					
氏 名			円	期まで 納付済	円	年	月分から (月 日納期分) 特別徴収を開始します。
生年月日	昭和・平成	年 月 日					
1月1日の住所	〒 富士市						
現在の住所	〒						
受 給 者 番 号				税額通知書(納税義務者用)の受取方法が電子の場合、受給者番号を必ず記載してください。 未記入の場合は富士市で付番します。 新たに税額通知書の受取方法を電子で希望する場合、市民税課に一度御連絡ください。			

税額の確認	特別徴収していただく税額は、「市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額変更通知書」により御確認ください。通知書の発送日は以下のとおりです。 切替届出書の受付日が15日までの場合 ➡ 翌月の10日前後に通知発送 切替届出書の受付日が16日以降の場合 ➡ 翌々月の10日前後に通知発送 ※事前の電話連絡はできかねますので、あらかじめ御了承ください。						
注意事項	・普通徴収の納期限を過ぎたものは特別徴収への切替ができないので、必ず本人が納めるようお伝えください。 ・重複納付を防ぐため、未納分については、本人宛に送付された普通徴収の納付書を必ず添付してください。特別徴収へ切替えをする場合は、本人の同意を得た上でお手続きください。 ・65歳以上の人の年金所得に係る市民税・県民税・森林環境税は給与からの特別徴収には追加できません。						
※市記入欄	督促止め	済 ・ 要 ・ 不 要	納付書添付	有 ・ 無	入力		口座
							済
	抜きメモ	済 ・ 要 ・ 不 要	納入書発送	済 ・ 要 ・ 不 要	検算		徴収簿
							済

※個人事業主は「法人番号又は個人番号」欄に個人番号を左側1マス空けて記載してください。
★各種届出書類は富士市ウェブサイト内の個人の市民税・県民税関係提出書類からダウンロードできます。
◎送付先 〒417－8601 静岡県富士市永田町1丁目100番地 富士市役所市民税課(電話0545－55－2734)